

項目		令和4年度 印旛地域包括支援センター 事業計画	
		事業別活動目標	具体的活動計画
業務別	第1号介護予防支援事業	要支援者及び事業対象者に、介護予防・日常生活支援を目的として地域の社会資源等も活用しながら、自立支援につながる支援をする。	<ul style="list-style-type: none"> *自立や予防の視点で、介護保険以外のサービス・地域資源等を意識したケアマネジメントをしていく。 *職員のケアマネジメント力向上や資質向上のために、積極的に研修へ参加していけるよう業務体制の整備を行い、研修後の内容共有、実践に繋げていけることを意識していく。 *プラン作成の委託に関しては、特定の指定居宅介護支援事業所に偏ることがないように、公正・中立性の確保に努める。 *ケアマネジメントの際には、「地域で活動する」「社会参加をする」という視点を持ち、地域資源をプランに位置づけられるよう支援していく。
	総合相談支援	本人・家族・近隣住民・地域のネットワーク等からの様々な相談に対し、状況把握を行い、適切なサービスや情報提供、関係機関の紹介を行う。	<ul style="list-style-type: none"> *「いつでも、どこでも、だれとでも」を基本に、困りごとへの迅速な対応・早期発見できるよう日々各職員が意識して業務を行う。 *関わりが少ない地域へ積極的に出向き、実態把握を積極的に行い(月3～5件目標)、自治会・老人会への周知活動を行っていく。 *困りごとを抱えた方が相談にたどり着けるよう、より一層センター周知を図るための取り組みを行う。 *複数の困りごとが重複する「複合化・複雑化」した相談ケースについて「ことわらない相談支援体制」を整え、関係機関と協働し支援を展開する。
	権利擁護	高齢者虐待や消費者被害、成年後見制度の活用促進等に関する相談窓口であることを周知し、権利侵害の防止、早期発見に努めていく。	<ul style="list-style-type: none"> *高齢者虐待や消費者被害または成年後見制度の活用など、何らかの生活上の解決すべき課題を抱えた方なるべく早くに発見し、良い状態に改善できるための支援、必要な制度の活用につなげるための支援を実践する。 *24時間体制で対応する。 *高齢者虐待への対応については、予防と早期発見を主眼に地域住民や支援者に向け、相談先としての地域包括支援センターの役割を周知する。 *虐待の事実を把握した場合には包括3職種で迅速な検討・共有後、市への報告を行う。
	包括的・継続的ケアマネジメント支援	地域の介護支援専門員が円滑に継続的なサービス提供の調整が行えるよう、総合調整や後方支援と行う。介護支援専門員の資質向上を図れるように、事例検討会や研修会を開催する。	<ul style="list-style-type: none"> *困難事例を担当する・一人体制の介護支援専門員に同行訪問し、地域ケア個別会議を活用しながら支援する。関係機関、関係者と意見交換・情報共有し多職種協働による支援体制を構築する。 *介護支援専門員を支援する立場として資質向上に努め、積極的に研修会等に参加する。 *自立支援に向けた多職種参加による地域ケア会議の実施 *地域ケア会議を定期的開催し、地域の課題の分析などを行い、地域で解決に向けた話し合いが出来るようにしていく。 *市と連携を取りながら、自立支援型地域ケア会議を行うことで、ケアマネが課題に感じていることを解決したり、多職種で検討することで様々な視点で検討・情報交換をすることが出来るようにする。また地域つくりへの展開を踏まえながら、自立支援についての共通の認識を持つ。 *介護支援専門員からの相談に応じ、支援困難ケースなどの対応について協働するとともに、必要に応じて「個別ケア会議」を開催する。

生活支援体制整備事業	センターは生活支援コーディネーターと協働し、住民主体の地域づくりについて地域と共に考え、働きかけを行う。	<p>* 支援を必要とする状態になっても、地域での生活が快適に送れるように、必要な生活支援がどのようなものかを明らかにし、適切な資源につなぐこと、また、ない資源を作り出すための取り組みを行う。</p> <p>* 地域ケア会議の場で、地域の関係者と話し合い、必要とされる地域生活課題を明らかにする。</p> <p>* 第1層生活支援コーディネーターと連携し、必要な資源についての情報提供を受けるほか、新たに資源を創り出す取り組みを協働する。</p>
認知症総合支援事業	認知症の方が住み慣れた地域で安心して生活できるための支援体制を構築する。認知症で適切な医療介護に結びついていない人を支援する。	<p>* 認知症の方が、必要なケアを受けながら地域で続けることが出来るよう、相談支援及び医療を含むケアチームへのつなぎと支援の協働を行うとともに、認知症の人を地域で支えるための地域づくりを行う。</p> <p>* 認知症に関する相談を受け付けていることの周知を行い、相談対応をする。</p> <p>* 認知症サポーター養成講座を実施する。</p> <p>* 認知症に関する相談のうち、必要な判断がされた場合に認知症初期集中支援チームの活用を行う。</p>
その他	市が推進している地域展開型介護予防事業「いんぎいちよきん運動」の後方支援及び事業の普及、啓発に取り組む。	<p>* 市主催のちよきん運動サポーター養成講座、インストラクター養成講座、地区全体交流大会等の運営補助、圏域グループの体カテスト測定業務をコロナ感染症対策をしながら行う。</p> <p>* 引き続きちよきん運動の取り組みがない地域へはちよきん運動の普及啓発に取り組む。</p> <p>* いまだ実施されていない新規地区の立ち上げに向けて積極的に働きかけていく。</p>
	買い物バスツアーの後方支援に取り組む。	* 今後再開については、時世のコロナ感染症の対応を鑑みながら、検討していく。
	<p>① 利用者処遇に関する計画</p> <p>② 職員処遇に関する計画</p> <p>③ 施設整備に関する計画</p>	<p>* 地域の高齢者が、住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことが出来るようにするため、どのような支援が必要かを把握し、地域における適切なサービス、関係機関及び制度の利用につなげる等の支援を行う。</p> <p>* 要支援者及び介護予防・日常生活支援総合事業対象者に対して、適切なサービスが包括的・効果的に提供されるよう必要な援助を行う。</p> <p>* 市の管理施設の為、整備に関しては市が行う。(不備があった場合には、市に状況報告をしていく)</p>

		④ 修繕計画	* 特になし。
		⑤ 施設運営管理に関する計画	
		⑥ 具体的行動計画・研修計画	* 資格更新に必要な研修や当該業務関係での外部研修への参加はもとより、個々の職員が掲げるスキルや資格取得に向けた研修参加への支援体制も整えていく。印西地区5圏域の3職種が定期的に集まり各専門職としての資質向上に努める会議も開催し、各センターへのフィードバックを行いセンターとしての資質向上も図っていく。
		⑦ コンプライアンス活動計画	* コンプライアンス遵守の意識を強化するために、所内で守るべき最低限のルールについて、すべての職員に周知徹底すること。 * 普段からセンター理念や行動指針を浸透させて職員の方向性を一つにした行動を行いつつ、職員の意識が薄れないように定期的にコンプライアンスに関する情報発信を行っていく。